## 三重県内の最低賃金

三 重 労 働 局 労 働 基 準 監 督 署

## 三重県最低賃金

## 時間額 1,087 円

## (令和7年11月21日発効

「三重県最低賃金」は、県内の事業場で働くすべての労働者に 適用されます。

臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や年齢を問いません。 また、派遣労働者については、派遣先の地域別最低賃金又は特定 (産業別)最低賃金が適用されます。

- ※1 最低賃金の対象となる賃金
- 最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。
- 具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象になります。
- ① 精皆動手当、通動手当及び家族手当 ② 時間外、休日及び深夜割増賃金 ③ 臨時に支払われる賃金 ④ 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金 ※ 2 最低賃金の減額特例
- 次に掲げる労働者については、使用者が三重労働局長の許可を受けた時は、減額された額により最低賃金の効力についての規定が適用されます。
- ① 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者 ② 試の使用期間中の者 ③ 認定職業訓練を受ける者のうち一定のもの④ 軽易な業務に従事する者
- ⑤ 断続的労働に従事する者

※3 「三重県銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金」、「三重県ガラス・同製品製造業最低賃金」、「三重県電線・ケーブル製造業最低賃金」、「三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船舶機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金」の取り扱いについて

「三重県最低賃金」と「特定(産業別)最低賃金」の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

従って、「三重県銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金(時間額739円、日額5,907円 平成10年12月15日発効)」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金(時間額762円 平成15年12月15日発効)」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金(時間額843円、平成27年12月20日発効)」、「三重県ガラス・同製品製造業最低賃金(時間額923円、令和3年12月21日発効)」、「三重県電線・ケーブル製造業最低賃金(時間額1,033円、令和6年12月21日発効)」、「三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(時間額1,031円、令和6年12月21日発効)」、「三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船舶機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金(時間額1,047円、令和6年12月21日発効)」が適用される労働者については、三重県最低賃金(時間額1,087円)の金額以上の賃金を支払わなければなりません。